



市議会だより GOJO



No. **36**
発行 五 條 市 議 会
編集 市議会だより編集委員会

〒637-8501 五條市本町1-1-1
五 條 市 議 会 事 務 局
TEL 0747-23-2000
E-mail gojo-shi@wonder.ocn.ne.jp



■ 市長から提出された計画の目標 ■

平成20年度	白銀北幼稚園・二見保育所・城戸保育所 岡保育所・野原東保育所	平成21年3月廃止
平成21年度	賀名生幼稚園・五條幼稚園、夏季休園の廃止 通年の「預かり保育」の開始	平成21年4月開始
平成22年度	阿太保育所	平成23年3月廃止
平成23年度	阪合部保育所	平成24年3月廃止

- 賛成ナシ、反対二〇
議会が否決した理由
● こうした公共性のものは、地域ともよく話をして、地元の人に納得してもらえらるるに相談をしながら進めていくべきで、思いつきでやるものではない。
● 保護者、地元の説明もなく、意見も聞かず、理解を得ることなく、そして、よく検討もしないで廃止するのは性急すぎる。
● 財政面だけを考え、結論づけるものではない。教育費の削減は一番最後である。
● 市長の自分本位な一方的な廃止は、子供や孫のためになるとは思えない。
● 若者の住めるまちづくりと少子化対策を考えるならば、あまりにも慎重性が不足している。急ぎすぎである。



保護者会からの要望書を受ける

- 城戸保育所は「へき地保育所」である。「へき地保育所」はもともと保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される施設である。旧五條市内の保育所と同じ理由で議論され、廃止されることには疑問がある。
- 岡保育所、阪合部保育所、城戸保育所、二見保育所、阿太保育所の各保護者会及び地区自治連合会、校区小学校のPTAから、各保育所の統廃合の中止を求める約一万人余りの署名と陳情書等が、市長に提出された。

九月定例会で三十四議案のうち 二十七議案を可決、認定

五議案を否決、一議案を継続審議 一議案は撤回

五條市議会第三回九月定例会は、九月八日に開会し、市長から市政の報告と提出議案の説明を受け、一般質問(五議員)、議案審議などを行い、九月二十五日に閉会しました。吉野市長の虚偽の陳述に対する告発及び吉野市長に対する辞職勧告決議案は可決されました。

教育委員会委員の 任命を六度否決

(賛成二、反対十七、
退席一)

議会が否決した理由
前回の市議会だより三十
五号に掲載した理由と同じ。

継続審議

五十六歳・五十七歳の
職員の退職手当の特例に
関する条例の一部改正

先の六月定例会で、

五五歳(加算率五〇%増)

五六歳(加算率四五%増)

五七歳(加算率四〇%増)

の早期退職奨励制度が議
会に提出され、否決とな
りました。

九月定例会において、

引き続き市長より、年
齢と加算率が修正され、

五六歳(加算率四〇%増)

五七歳(加算率三五%増)

の早期退職奨励制度が議
会に提出されましたが、

継続審議となりました。

継続審議とした理由
● 今年の三月に五九歳(加
算率一五%増)、五八歳(加
算率三〇%増)の早期退
職奨励制度が実施されたが、

わずか半年で十分な検証
もされていない。更に慎重な
審査が必要である。

● 加算率が高すぎる。

● 早期退職後の嘱託職員と
しての再雇用(給料二〇
万円)は、納得できない。

一般質問

定例会では、提案された議案に係らず、市長や関係する理事者に対し、市政全般にわたり質問することができま。これを「一般質問」といい、九月定例会では、五人の議員が一般質問を行いました。（詳しい内容は、図書館や西吉野、大塔支所で会議録を閲覧いただけます。また、インターネットでもご覧いただけます。）

田園地区体育館兼集会所について

問 五月二十一日、奈良地方裁判所は、「原告の請求には、いずれも理由がないから棄却することにする。」との判決を下しました。

施設名称が体育館兼集会所となった経緯について、説明をお願いします。

答（教育部長） 当該施設につきましては、建築基準法第四十八条第一項に規定する第一種低層住居専用地域になつてゐるため、集会所という名称で建築確認申請の許可を受けました。このような経緯があり、名称を田園地区体育館兼集会所と決定したところであります。

田園地区体育館兼集会所の使用料について

問 市長にお尋ねします。奈良地裁の下した判決を市長はどのような受け止め方をされておりますか。

答（市長） 昭和五十四年に地域体育館の第一号として牧野体育館が設置されて以来、使用目的に沿つた利

用については使用料を免除しております。しかし、田園体育館で取つた使用料を返すことになつたことについては、今後そういうことのないように行政の方も、また、集会所を利用する方にも、はつきりとしていきたいと思つております。

問 使用料はあくまで集会所としてその規定にのっとり生徒から授業料を取つていた団体からのみ徴収したもので、教育委員会に払い返したまでです。

平成二十一年度職員採用について

厳しい財政状況の下で十人も採用する必要性について

問 集中改革プランで職員数の削減についての数値目標を設定しておきながら、今年度に引き続き、来年度は十名もの職員を採用しようとしている。職員配置等を工夫し、採用は最低限に抑えるべきではないのか。

市の財政状況を考えたときに、幼稚園、保育所の統

廃合を提案しておきながら新規に保育士を採用しようとしていることなど、整合性がないのではないかと。

答（市長） 喫緊に必要と思われる職種について、必要最小限の採用をしようとするものである。

資格を持った職員の活用について

問 事務職の中にも保育士免許・幼稚園教諭の免許を持つてゐる職員がいるので、これらの職員に保育所での勤務を打診するなどして、職員採用をおさえる努力をするべきではなかったのか。

答（副市長） 一般職の中には保育士等の免許を持つた職員が十四人いるが、職員とはそのような協議はしていない。

答（市長） 来年からの採用は、更に最小限を旨として利用できる資格も生かしてまいりたい。

問 救急救命士の資格を持つた職員を庶務課に異動させたまま、消防職員を採用しようとしている。まずは、その職員を消防に返すべきではないのか。

答（市長） 将来の幹部と

して、幅広く知識を得てもらうために出向させている。

市長の政治姿勢について

問 少子化について、市長は突然、八月十二日の委員会において、幼稚園一園、保育所四園を、財政改革の名の下に廃止を提案してきたが、最初に廃止ありきの問題ではなく、子や孫のためと言

うのであれば、その地域の父兄との十分な議論をするべきではないか。思いつきのような、一方的に今年度末をもつての廃止には反対である。

次に、財政改革について、市長は、議員、職員が一体となつて給料を下げ、財政状況の改善をと言つてゐるが、議会は、平成十九年九月に議員提案で定数二十一人を十五人とすることに決めてゐる。削減率は約三十％である。

市長は十九年の市長選の時に、私は歳費を五十％にすると演説もし、選挙ビラにも書いてあつた。これは公約である。市民の大部分の人々がこれを信じてゐるわけであり、まずはこれをして、次に職員に給与削減をお願いするのが人間としての筋ではないのか！

次に、公共事業について、特殊工事だからといって市外業者だけで入札をしている。

当該工事は市内の業者で十分やれる。市の活性化を口では唱えながら、やつてゐることは整合性のとれないことではないか？

最後に市長、人間社会は対話と協調で成り立っているのである。私には、あなたがそれをわかつていないように思う。

答（市長） 財政改革のために、経費削減はやむを得ないと考える。父兄がちょっと遠くの方に走ればというのが私の判断である。

厳しい財政状況の下、いづれ給与を引き上げる必要がある。十六年の選挙の時には、歳費は大幅にカットしますと言つた。

「生活バス・デマンドタクシー」の旧五條市の運行について

問 『地域公共交通活性化・再生総合事業』が、平成二十年度から三箇年、大塔町・西吉野町で生活バス及びデマンドタクシーという形で実証運行されている。

この事業は、事業費の二分の一を国からの補助金、残り二分の一の八〇％は国から特別交付税措置を受けることができる。

今年度のこの事業の予算は、八百十六万一千円である。五條市の負担額は、八百十

六万円の一〇％、すなわち八十一万六千円となる。平成二十年度の五條市の予算は約百八十億円で、そのうちわずか八十二万円で大塔町・西吉野町の市民の生活が大変便利になつてゐる。

このような、国の大変有利な制度があるにもかかわらず、この事業は、大塔町、西吉野町だけで実証運行されてあり、旧五條市には導入されていない。

私は以前より、市内巡回バス、いわゆるコミュニティバスの運行を提案してきた。旧五條市にも不便なところがあり、そしてまた、更なる高齢化社会を迎え、お年寄り、あるいは交通手段を持たない方々のために、今こそ、この、国の有利な制度がある間に、市は早急に国に申請し、旧五條市において、「生活バス・デマンドタクシー」を実証運行していただきたい。

答（副市長） 市の負担額は、三年までは一〇％、四年以降は二〇％と上がるが、実証実験の結果も踏まえ検討したい。

消防庁舎建設の重要条件が整つている今井予定地への建設について

問 市村合併後の火災、救急件数から数えても、また、

大地震等の災害時は国道二十四号を緊急道路として確保される状況から考えても、新消防庁舎はすでに四億円投入している国道二十四号沿いの今井予定地にまず建設し、将来的には面積の広い西吉野町に分署がないので、分署の検討が必要ではないか。吉野市長の考えている、必要のないヘリポート付きの新消防庁舎を丹原町に建設し、本町にある現消防署を残す考えは旧五條市に偏りすぎて、西吉野町を軽視した税金の無駄遣いであるがどうか。

答（市長） 過去の議会において、今井町への建設を承認いただいていることは承知しているが、承認から五年経過しており、消防を取り巻く環境も変貌しようとしている。

新消防庁舎は、南和地区における県立五條病院の位置づけのための環境整備としての建設を考えている。

また、平成二十五年四月をめどに奈良県一県域とした消防の広域化の準備が進められている。

南海・東南海地震発生時に吉野川にかかっている橋が倒壊したときに、川南と川北に防災拠点となる消防庁舎を建設したいと考えている。

付託議案の審査（委員長報告）

委員会では、本会議で付託された議案を審査します。審査の経過と結果を委員長が本会議で報告し、議員全員で可否を決定します。

総務文教常任委員長報告

職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正については、早期退職者の適用範囲等を改正するもので、委員から、更に慎重な審査が必要であると閉会中の継続審査を望む意見があり、閉会中の継続審査とすべきものと決定いたしました。

五條市立学校設置条例の一部改正については、平成二十一年三月三十一日をもって白銀北幼稚園を廃止しようとするもので、委員から、「合併協議のときの状況や保護者にも変化があり、十分な地元説明と下準備が必要である。」また、「住民の福祉向上に寄与するという市の責任からも、まず関係者の声を聴き、保護者の意見を聴くべきである。人間形成の大事な仕事であり、慎重に検討する必要がある。」などの意見があり、本案につきましては、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

ふるさと五條市応援基金条例の制定について、五條市基本構想を定めることについて、新五條市まちづくり計画の変更について及び五條市一般会計補正予算第二号）議定については、全

員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

厚生常任委員長報告

五條市立保育所条例の一部改正については、平成二十一年四月一日から岡保育所、二見保育所及び休所中の野原東保育所を廃止しようとするもので、委員から、「議会への提案そのものが早すぎたという感があり、子育て設計に戸惑いが生じるもので、市民との話し合いが必要である。」また、「行政内部の議論は重ねていても議会への提案は今回が初めてのことであり、あまりにも性急すぎるものである。」とただしたのに対し、「本市の人口規模からはこの施設数は多すぎるものであり、時代のすう勢で、遅きに失したと考えているところである。望ましい保育環境と財政負担等を考え合わせると方向としては間違っていないものの、方法等については今後の課題とされている。」との答弁がありました。また、廃止反対に向けた保護者の署名運動が起こっていることなど、不特定多数に最大の効果を考えたとき、協調は見いだせるのかどうかを

ただしたのに対し、「方向性を言ったが、後は議員の十分な精査と判断に委ねるところであり、福祉とともに適正な保育環境も大事である。」との答弁がありました。また、全員の一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

五條市立へき地保育所条例の一部改正については、平成二十一年四月一日から城戸保育所を廃止しようとするもので、全員の一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）及び五條市水道事業会計補正予算（第一号）は、全員の一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

決算審査特別委員会委員長報告

（総括質問）

墓地事業の現況と今後の計画については、開発会社から提供を受けた公共用地は整備できる基数が少なく、財政状況から見ても整備は厳しい状況である。必要性は認識しているが、財政改革途上であり、現在の状況では当面事業の実施はできないとの答弁がありました。一年以上不在の続く教育委員については、信じた方

を提案しているが議会で否決になっているとの答弁がありました。また、委員から、市民のためには、少しでも前向きな姿勢で真剣な考えを求めるとの意見がありました。

岡保育所の廃止問題については、保育所は広域保育を実施しており、田園地区から岡保育所には十名が入所している。委員から、保護者の声としては、せめて今入所している子が卒業するまでは存続してほしいと要望しているとの意見がありました。

体育館兼集会所の使用料を市議会議員が持つていたので訴えると言っていることについては、訴えるという気持ちは持つていて、一時取得の問題であり、基本的な権限と権利であるとの答弁がありました。また、委員から、市議会議員ではなく、当時は、体育館の管理者として集会所の使用料を集めていたもので、裁判で判決も出ており納得いかないとの意見がありました。

委員からの質疑に対して市長からの再三の注意にもかかわらず応じなかったため、暫時休憩いたしました。休憩後、総括質問を再開しました。

冒頭、市長から迷惑を掛けただことに対する謝罪がありました。平成十七年の市議会議員

選挙における中傷ビラについて、これについては関係ありませんとの答弁がありました。

（会計別審査）

消防署において七月に実施した物品購入の入札状況については、消防被服、消防装備品、消防団関係貸与物品の三件の入札を実施したが、消防被服は十社全社が辞退、消防装備品は、参加した五社が入札予定価格を超え再入札を行ったが五社が辞退、消防団関係貸与物品は十社中、予定価格以下の一社が落札したとの答弁があり、委員から、今後の対策について更にただしたのに対し、全国的に統一されている消防士の被服について、夏服、冬服、防寒服等を一括入札としたが、今後は単品・単価契約をするとともに同等品も可能とするよう検討してまいりたいとの答弁がありました。

職員全体の人件費を市民に分かりやすく公表することについては、地方自治法にのっとり、予算書には目的別の人件費を明記し、毎年広報誌で公表しているところである。ラスパイレス指数を参考にしているところであるとの答弁がありました。

（結果）

各会計の決算については、全員の一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

吉野晴夫市長を 告 発

議会は、九月議会において、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項」と、吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項」を調査していた。市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会。委員長から提出された、吉野市長の虚偽の陳述に対する告発について、始めに、調査特別委員会副委員長から詳細な趣旨説明があり、討論を省略して採決を行い、賛成多数で可決しました。

調査特別委員会は、平成二十年九月二十三日に調査を完了し、結果、議長に対し告発申出書を提出し、吉野市長が地方自治法第百条第七項に規定する虚偽の陳述をしたものとし、同条第九項の規定により告発するべきであるとして議決を求め、採決の結果、賛成十八、反対二で、告発は可決されました。

議決の結果を踏まえ、議会は告発状を作成し、平成二十年十月三日に奈良地方検察庁検事正あて、議長からの提出を完了しました。

吉野市長に対する告発の罪状は、『地方自治法違反』、罰状は、『地方自治法第百条第七項（虚偽の陳述）』です。

吉野晴夫市長に対し辞職勧告決議を可決

議会は、九月定例会最終日の九月二十五日、吉野市長に対する辞職勧告決議を、十二対八の賛成多数で可決しました。

これは、この間の、消防庁舎建設問題、岡中継施設築造工事、幼稚園及び保育所の統廃合、例のない百条委員会における偽証の告発、消防長の問題発言等、市長としての基本的な資質の欠如に加えて、地方自治制度に対する無理解など、市長のリーダーシップの欠如が指摘されたものであり、提案理由の趣旨説明、反対討論、賛成討論ののち、起立採決の結果、この辞職勧告決議案は可決されました。

反対討論は、吉野市長の虚偽の陳述に対する告発が賛成多数で可決されたところであり、今後、司法の手により市長の発言が偽証であったのかどうか明らかにされるので、その結果を待つべきであり、今出された辞職勧告決議は拙速であり、直ちに態度を決めることができないというものでありました。賛成討論は、吉野市長就任以降の市長の行政運営に強い懸念を抱き、議会の存在意義について憲法の精神を理解していない。ゆえに決議案のとおりであり、むしろ遅きに失するということでありました。

吉野市長に関しては、本年三月十二日に開催された予算審査特別委員会でも取り上げられたように、『月刊奈良』の本年二月号の対談記事の中で、「現状では議会との対決は解決の道がない。変化を求めない議会。五條市には、理屈でいえない異常な部分がある。これもわがまちの姿です。そういう形でやってきて、五二〇億の負債を抱える結果になった。」、「議会の体質を変えるために、市議会選挙が先決と堂々と主張したい。」とあり、その雑誌を各議員に届けています。このような行為を見る限り、辞職勧告も無理がないと語る人もいます。

吉野市長に対する辞職勧告決議

昨年4月22日に吉野市政が誕生し、就任後初となる平成19年第2回6月定例会以来、5度の市議会定例会と2度の臨時会を経て、現在、6度目の市議会定例会中であるが、この間の様々な時と場所における吉野市長の言動は、市政の混乱に拍車をかけている。

その要因として、以下列挙する。
まずは、無責任な政治姿勢である。
消防庁舎建設予定地の見直しを表明し、今日まで結論を持ち越したままであること、現在は休止とされているが、岡中継施設築造工事の突然の工事中止の決定、幼稚園及び保育所の統廃合に対する保護者や市民への無責任な対応、さらには、今定例会で偽証の告発を、大多数の議員の賛成により議決されたことなど、全く無責任な政治姿勢であると言わざるを得ず、五條市政を預かる最高責任者としては、リーダーシップの欠如を指摘するものである。

次に、地方自治制度に対する理解不足である。
地方自治体の意思は、最終的に市民の代表者たる議会によって決定され、執行機関である市長により事務執行が進められる。この両者はもともと役割が異なるものであり、市長が自らの職務を円滑に進めようとするならば、議会敵視という姿勢はありえないはずであるが、これまでの市長の議会軽視の姿勢、さらには無用に議員を敵視し混乱を助長するような行為を見る限り、議会と市長のそれぞれの役割など、基本的な地方自治制度に全く無理解であると疑わざるを得ない。

以上、述べたとおり、吉野市長は、行政の最高執行責任者としての基本的な資質が著しく欠如しており、自ら率先して市政の混乱に拍車をかけてさえる。

よって、五條市議会は、これまでの市政運営のあり方について極めて重大な危機感を募らせており、一刻も早く市民の市政に対する信頼を回復することが必要であることを強く認識するものである。

吉野市長は、市政運営の最高責任者として、自らの失態について強く反省され、自らの責任と意思により市長の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。
平成20年9月25日
五 條 市 議 会

消防長に本会議等への 出席停止を命じました

九月定例会初日の八日、議会は、鶴田 剛消防長の本会議への出席を求めないことを通告し、退席を求めました。

これは、先の六月定例会中の二十五日、五條市消友会総会時における消防長のあいさつの中で、議員からの一般質問を取り上げ、極めて不適切な発言があったとして、二十七日の本会議で、議員から緊急質問が出されました。

消防長の陳謝と任命責任者である市長から謝罪発言があったものの、公人としての消防長の発言の内容が、議会における議員の「発言自由の原則」を制限しかねないものであることから、議員全員協議会にも諮り、六月定例会終了後、文書による謝罪を求めたところ、消防長からは、「本会議で謝罪をしたので、更に謝罪文を提出する意思はありません」との回答がありました。

議員全員協議会は、これを、議会を軽視するものであるとして、再度提出要求をしましたが、文書で提出しない旨の回答があり、結果、九月一日に開催した議会運営委員会において協議し、消防長に対しては、議会への出席を求めないこととして、議長から、地方自治法第百四条の規定により退席を求めました。

編集後記

この度「市議会だよりGO」第36号発刊の運びとなりました。

議会活動の状況を広く市民に伝え、市民の声を市政に反映させたいと願っています。市民は各々自分の意見、要望があるわけです。もちろん、議員も各々持っているのですが、行政はこれを、だれが見ても公平な視点で進めていかなければなりません。

現在、全国的にみても地方財政は疲弊しており、五條市も例外ではありません。

五條市においても財政改革を行っていかねばなりません。これを進めると、市民サービスの低下を招くのは必定です。だれもが望むことではありません。

現在理事者と議会の摩擦が露呈しております。

理事者側の財政改革の発想自体は良とすべきですが、余りにも独善的であるため、市民議会に十分なる説明責任がなされていないのが現状であるがためです。まして公人の発言は、地球よりも重いと云われています。「言った」「言わない」等の個人の会話ではありません。

市民各位の福利向上のため、皆さまからの御意見、御叱責をおおぎながら発刊に努めてまいりたいと考えております。

広報編集委員会

委員長 田原 清孝
副委員長 峯林 宏政
委員 大谷 龍雄
黄木 英夫
寺本 保英
藤富美恵子



吉野市長疑惑の調査結果を報告いたします

一、調査特別委員会の設置につきましては

当委員会は、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑を検証するために、平成十九年八月十日の第二回臨時会において設置され、地方自治法第百条第一項と同法第九十八条第一項の権限が委任されました。その根拠については地方自治法第百条には、「普通地方公共団体（五條市）の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができ」と規定されています。平成十九年五條市議会第二回六月定例会での土井康嗣議員の一般質問に答弁した吉野晴夫氏は、五條市長の立場で答弁していますので、公人としての吉野晴夫五條市長の発言である答弁は、五條市の「事務」となります。委員といたしましては、樫塚凱一委員長、西尾彦和副委員長、大谷龍雄、土井康嗣、黄木英夫、益田吉博、藤富美恵子、太田好紀各委員八人で行いましたが十二月十九日に西尾副委員長が特別委員会の委員を辞職したため、同日議長から寺本保英議員が委員に指名され、副委員

長には大谷龍雄委員が選任されました。

二、調査事件につきま

一点目は、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項。二点目といたしましては、吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項です。

三、調査の方法及び経過につきましては

昨年の八月十日から今年の九月二十三日まで二十五回の委員会と、同じく三十二回の協議会を開催し、この間の、のべ二十七人、実質二十三人の証人に出頭していただき、証人訊問を行いました。その他、委員派遣を二回行いました。派遣の理由は次のとおりです。平成二十年四月二十五日に行われ、ました委員会において、齊藤・証人から、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙において、元警察官の北川さんという人が吉野晴夫氏の応援に来ていたとの証言がありましたので証人として出頭請求をしましたが、応じてもらえなかった為、民事訴訟法二

〇三条等にもとづき、委員派遣を二回行いました。北川・氏本人からは、署名押印の上それを証明する議長あての文書の提出を受けました。（以下、この広報ではこの文書のことを「北川メモ」と表記します。）また、併せて参考意見を聴取することができました。

四、調査結果につきま

まず始めは、榎市長の進退問題に関する田川・氏と吉野晴夫氏の霊安寺町のコーヒーハウスにおける会合とその内容についてです。田川・証人は、平成十八年九月頃、私から吉野晴夫氏に電話をかけ、霊安寺町のコーヒーハウスで会い、私から榎市長が体も悪いと言うことで、「あんた、どうする。」と言うと、吉野晴夫氏が「一期だけでもいいきたい。それ何とか考えてほしい。応援してほしい。」と依頼を受けたということであつたと証言しています。吉野晴夫証人は、平成十九年一月頃、田川・氏から呼ばれて、霊安寺町のコーヒーハウスで会い、榎市長の退任について話を持ちかけられましたと証言しています。

「北川メモ」では、平成十八年十二月十五日十六時頃吉野氏から電話があり、「五條の有力者田川・氏が俺とこへ来てくれ、市長の首に鈴付けてくるわと言うので、これから会って来る。いつも行五條病院近くの喫茶店や。」と吉野氏が言っていたとまとめられています。以上の証言と「北川メモ」から明らかにしたことは、平成十八年九月以後、田川・氏の誘いで吉野晴夫氏は霊安寺町のコーヒーハウスで会い、田川・氏の市長選挙に関する問いかけに吉野晴夫氏は立候補表明と応援の依頼をしていたと結論付けられます。

二つ目は、榎市長中途退任に関する金銭の動き及び告訴問題についてです。田川・証人は、平成十九年一月頃、霊安寺町のコーヒーハウスにおいて、吉野晴夫氏から、榎市長に辞めるよう話をしてくれという依頼を私が受けました。それやつたら二年何箇月残した榎市長に対して、退職金的に二千万ほどみてやることは出来ずかと、私の方からお金の話をしたところ、「二千万は都合つける。そこから、辞めさせてほしい。」と吉野晴夫氏が言ったと証言しています。

さらに、田川・証人は、約束以後十日ほどしてから私の家へ吉野晴夫氏が来て、二千万のお金なかったことにしてほしい、だまされたと言え、と相談した結果私を訴えろと、私が二千万を預かったわけでもないのに。そして、告訴することを飯田・氏ほか二名に言ったと。告訴する理由として吉野晴夫氏が言っていたのは、自分が出す二千万が飯田、秋本のどちらかへ行く、受け取った人が市長選にいく、どちらかが無投票で県会へいく、秋本派の人間から聞いていると吉野晴夫氏が言っていたと証言しています。吉野晴夫証人は、平成十九年一月頃、私は田川・氏に呼ばれて、霊安寺町のコーヒーハウスでお会いしました。その時、榎氏中途退任について話を持ちかけられました。その時は「それ相応（金銭）のことをしてあげてくれ。」ということでした。私に何らかのお金を出させて、榎氏を中途退任、そして寺本議長を市長選挙に出ないようにするということを、田川・氏が私に言いましたと、証言しています。また、吉野晴夫証人は田川・氏を訴えると飯田・氏ほか二名に言いまして認め、訴えるということとは罪になるならんにかかわらず、私が被害者だったということと訴えるという

立場でしたと証言しています。飯田・証人は、まきの苑三期工事の完成間近の頃、現市長の吉野氏が現れました。開口一番、「たあちゃん、悪いけど、たあばう訴えさせてもらうで」と、吉野晴夫氏から言われましたと、又、吉野晴夫氏は「榎を辞めさすというから、俺お金まで用意した。一週間たったら来て、へらへら笑いもつて、もうちょつと頑張るといふんじゃ、しゃあないわ」と、田川・氏が吉野晴夫氏に言いに来ていたことを証言しています。

榎・証人は、平成十九年一月三十一日西口・氏の誘いで西吉野町において、田川・氏と私の三人で食事をしました。その時、田川・氏から市長を中途退任するようにという吉野晴夫氏からの依頼を雑談の中で「コマ」として出たと榎・証人は認めましたが、中途退任すれば吉野晴夫氏が退職金的に二千万ほどみることという話は全く聞いていないと証言しました。「北川メモ」には、平成十九年一月二十二日二十一時頃、私の家に吉野晴夫氏から電話があり、一月に選挙や言うてたけど、榎に裏切られた。辞めん言うてるん。この前喫茶店で会う言うてた男、あれはお前もよう知つとる田川のたあばうや、この前、榎の首取つ

てくる言つので、俺二千万まわりしたのに二、三日前に、へらへら笑いもって俺とこへ来て、はあちゃん、榎まだ行く言つとんねってぬかしやがつて、このはあちゃん、なめたらどねんなるか思い知らせたんねん。告訴するさかい、お前、ちゃんとしてくれ詐欺や、と息巻くので、詐欺にはならん、むしろ、表に出たらお前が公選法違反になるで、金用意したというが何のための金や、もし、市長が辞める為の賤別か、辞めさせる工作の為の謝礼か知らんが、どちらにせよ公選法でやられるで、あの有力者というのは田川やつたんかと、まとめられていきます。

以上の証言と「北川メモ」から明らかにしたものは、

平成十八年九月以後、田川●●氏と吉野晴夫氏は、霊安寺町のコーヒーハウスで計五回ほど会っています。二回目位に会った時、どちらから言い出したのか結論付けは困難ですが、榎市長を中途退任させることを合意し、それに関する二千万を吉野晴夫氏がまわりすることと合意していたと結論付けられます。しかし、二千万の動きにつきましては、後日、吉野晴夫氏が田川●●氏に二千万のお金はなかったことにしてほしい、弁護士と相談した結果、田川氏を訴えると伝え、飯田●氏ほか二名に伝えた事実か

らすれば、吉野晴夫氏の二千万が田川●●氏に渡ったと結論付けられませんが、しかし、結果として榎市長は中途退任しております。吉野晴夫氏の二千万が最後まで動かなかったかどうかは調査の範囲ではわかりません。

三つ目は、榎市長中途退任に関するダイオキシン問題での田川●●氏と吉野晴夫氏及び関係者の会話内容と経過についてです。

田川●●証人は、「辞めれへん場合は五條四丁目の過去の焼却場のダイオキシン問題で死人まで出ている新聞、市民パワーを起こしてでも榎市長を責める。」と吉野晴夫氏が言ったと証言しています。

又、田川●●証人は、平成十九年一月三十一日、西吉野町で西口●●さん立ち会いのもと榎市長と会い、辞めない場合は、ダイオキシン問題で新聞、市民パワーを味方にしてでも榎市長を責めるといふ吉野晴夫氏の言い分を榎市長に伝えたと言っています。

さらに、田川●●証人は平成十九年五月十四日、西吉野町で榎前市長、西口●●氏、わたしの三人と各嫁三人の六人で食事をした時、榎市長の嫁はんが「悔しいねん。任期いっぱいかしなかった。」と言つて大泣きしました。榎市長も「ダ

イオキシン問題で、吉野のこの話や。それやつたらもう引こうかという気持ちになった。」と、六人のあるところで榎市長ははつきり言いましたと言っています。吉野晴夫証人は、ダイオキシン問題は田川●●氏からも出ておりませんし、私もそういうことを話した記憶はございませんと言っています。

榎●●証人は、平成十九年一月三十一日、西吉野町で西口●●氏と田川●●氏とわたしの三人で会食した時、辞めない場合はダイオキシン問題で追い込むんと吉野晴夫氏が言っていると田川●●氏から聞いたと証言しています。又、榎●●証人は、平成十九年五月十四日、西吉野町で会食した時、家内から悔しいという言葉が出たことは間違いございません。しかし、内容は、体がますます悪くなって、辞めざるを得ない状況に至ったことが本人がづらいであろう、悔しいであろうと、そういう思いがあつて言うた話ですと言いました。また、今回の退任は体の機能がもう果たさなくなった、それで多くの皆さんに迷惑をかける、だから辞めざるを得ないと判断をしたということを申し上げている訳です。ただ、その間に色々なことがありました。それが病気を進行させたという

ことは間違いのない事実であると、こう申し上げているんですと言いました。

「北川メモ」には、平成十九年二月十四日二十一時三十分頃、吉野氏より電話があり、やつぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本人は任期までいくつもりらしいが、そうされると俺には時間がない。男の意地や、力貸してくれと吉野氏が懇願したので、ダイオキシンの検査、大宇陀に出すのか費用お前出すのかとただし、たところ、いや、金は使わん、ピラ五條じゅう配るね、西崎にピラ作らすので金はかからん、場合によつたら新聞折込するのでそれ位はしていると言つたと、まとめられていきます。

以上の証言と「北川メモ」から明らかにしたことは、平成十九年四月二十二日執行の五條市長選挙前に、おいて、榎市長が辞めない場合、ダイオキシン問題で榎市長を責めると、吉野晴夫氏から田川●●氏に話を出したと結論付けられます。

榎市長が中途退任したところとダイオキシンの関係については、平成十九年五月十四日の柏荘での会食の中で、榎前市長がダイオキシン問題で吉野のこの話や、それやつたらもう引こうかいという気持ちになつたと、榎前市長が表明したことを同席していた田川●●氏と西口●●

●氏が証言していますが、榎前市長自身は、市長の中途退任は体の機能がもう果たさなくなったからです。しかし、この間色々ありましたことが体を悪くしたことは間違いないと申し上げますと証言していますので、ダイオキシン問題が市長中途退任の直接の原因と結論付けることは難しいですが、関係があつたと結論付けられます。

四つ目は、吉野晴夫氏が田川●●氏に市長選挙の応援を依頼し、その時言つたとされている高野山への道路建設と近畿一円の産業廃棄物の谷の建設を口実とした公職選挙法違反疑惑問題です。

田川●●証人は、医者へ行つてから昼ご飯を食べるまでは喫茶店です。わしのおる時間帯に吉野晴夫氏が何回か来て、「田川はん、選挙応援してや。高野山に対して道路をつける運動する。その一部金もうけて。」また、「五條市で近畿一円の産業廃棄物の谷を設ける。それに対して田川はんもうけてくれたらいい。」と吉野晴夫氏から持ちかけられたと言いました。

吉野晴夫証人は、本町の喫茶店で田川●●氏と会つたことはあります。私の頭の中には金剛トンネルとか南海乗り入れとか高野街道

とかゴミの焼却場とかいろんな構想はありますが、田川●●氏にそのようなことは言っていないと証言しました。

「北川メモ」には、吉野晴夫氏が大丈夫や国の補助つくね、五條を日本一の産業の再生工場にするねや、同級生で野原から五條高の水泳部で東京の大学へ行つて、今、定年で産業廃棄物処理事業振興財団の常務理事が、はあちゃん市長行くのなら協力するで言うてくれとんで、一回会つてこう思うてんね、この前の市長辞めさせる件、最近榎が元気ない言つとんで、もう一回市長に会つてもええと言つてくれとんねけど、うまくいったら産廃の件たあぼうにやらせたつてもええねけどと、まとめられています。

以上の証言と「北川メモ」から明らかにしたことは、吉野晴夫氏が田川●●氏に選挙応援を依頼した時、五條で近畿一円の産業廃棄物の谷を設ける、それに対しても「田川はん、もうけてくれたらいい。」と、田川●●氏に言つたと結論付けられます。

終わりにあたりまして、調査費用は約百九十万円使わせていただきました。調査にあたりましてご協力いただいた各証人及び関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。